

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 29 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型コロナウイルス感染症対策
推進本部

東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う
感染症サーベイランスの取組強化について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づく感染症発生動向調査については、マスギャザリング（一定期間に限られた地域において同一目的で集合した多人数の集団）等、感染症の発生リスクが増加することが見込まれる期間中においては、感度を高めた運用（以下「強化サーベイランス」という。）を実施することとしております。

令和 3 年 6 月 25 日付け事務連絡「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての感染症のリスク評価（更新版）」にて国立感染症研究所が実施したリスク評価の内容について御連絡したところですが、期間中の強化サーベイランスの実施体制及びアスリート等及び大会関係者の感染状況の情報共有については、令和 3 年 7 月 1 日（木）から開始することとし、その内容は別紙のとおりといたしますので、これらの内容を御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、強化サーベイランスについては、前後を含む大会期間中の感染症の発生動向を早期に探知するために行うものであり、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関係者の新型コロナウイルス感染症患者数等については内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局において、管理・公表されることを申し添えます。